

2025 年 4 月 5 日

所属チーム各位

一般社団法人 神奈川県バスケットボール協会 U12 部会
部会長 牧野 広良

望ましいチーム運営について 2025

2019 年度に、JBA インテグリティ委員会より「クリーンバスケット、クリーン・ザ・ゲーム 〜暴力暴言根絶〜」のメッセージが発信され、神奈川県協会も一体となって、総会や指導者講習会を通じて健全なチーム運営と指導者の資質向上に努めてきましたが、残念ながら、いまだに「暴力・体罰行為」や「暴言・パワハラ行為」、「チーム内のトラブル」等があとを絶ちません。

子どもたちに楽しいバスケットボール環境を提供するためには、指導者や保護者など、ミニバスケットボールに関わる大人の正しい在り方を再確認することが急務です。

つきましては、チームの規約、総会の開催、明朗な会計処理等のチーム運営に関するガイドラインを策定しましたので、各チームにおいて趣旨を理解し、望ましいチーム運営をめざしていただけますようお願い申し上げます。

（チーム運営のスタンス）

- 1 各チームは、参考例にあるような内容を備えた規約を持つこと。
- 2 指導者・保護者全員が参加できる総会を年1回は開催すること。
- 3 総会において活動報告・会計報告・役員選出等が、民主的に審議・決議できるようなチームの運営を心がけること。
- 4 総会等の議事録を作成し、請求があった時には提示できるように保管すること。
- 5 選手の活動を充実させるために指導者・保護者が連携・協力してチーム運営を円滑に進める努力をすること。特に指導者は、チーム内でのいじめの防止・早期発見・早期対応・再発防止について、単なるバスケットボールの技術指導のみに留まることなく、責任をもって取り組むこと。
- 6 チーム内での合意形成をするためにメール等を使用する場合、公私の区別や公平性・公開制の担保などメディアリテラシーに充分配慮して情報共有し、チーム運営に関する公式な決定は、記録に残る形で周知すること。
- 7 チーム関係者の個人情報などを第三者に漏洩することのないように、守秘意識を高くもつこと。
- 8 チーム内で解決できないことは所属する支部・地区連盟に相談し、第三者を交えて話し合いをすること。

☆選手を第一に考え、指導者と保護者が連携・協力しながら、民主的で健全なチーム経営をめざしましょう！

(規約参考例) ○○クラブ規約 (団・部等の各チームの名称を使い作成する)

第1章 総 則

第1条 (名称) 本クラブは○○○ (以下クラブという) と称す。

第2条 (目的) 本クラブは、バスケットボールを通じ青少年の心身の健全な育成に資する事を目的とする。

第3条 (活動) 本クラブは、第2条の目的を達成する為に次の活動を行う。

1. バスケットボールの練習、各種大会参加
2. 他チームとの交歓交流活動
3. レクリエーション活動
4. その他クラブの目的達成に必要な活動

第2章 部員

第4条 (入部) 本クラブへの入部は、小学生とする。本クラブで活動する者は、所定用紙にてクラブへ登録しなければならない。

第5条 (登録) 第4条に定めるところにより加入登録を行った部員をまとめ、所定の書式にて各団体へ登録を行う。

第6条 (休部・退部) 事情により休部・退部を希望する場合は、クラブ代表 (指導者等) 及び保護者代表にその旨を申し入れる。

第7条 (安全保険) 部員は全て、スポーツ安全保険に加入するものとする。

第3章 保護者会

第8条 (構成) 保護者会は選手の保護者で構成される。

第9条 (役員) 保護者会には次の役員を置く。

代表○名 副代表○名 会計○名 会計監査○名
その他○○役員○名 (チームに応じて)

第10条（活動）保護者は本クラブの活動に対して次のことを行う。

1. クラブ活動の目的達成のための育成支援
2. 指導者の資質向上のための援助
3. 会費等の徴収及び会計管理
4. 備品・消耗品等の管理
5. 広報活動
6. 会員相互の親睦のための活動等

第4章 指導者

第11条（構成）指導者は、監督・コーチ・アシスタント等をもって構成する。

第12条（活動）指導者はクラブの目的達成のため、次の活動を行う。

1. 練習時に立ち会い、選手の指導を行う。また、正しい指導を行うための研鑽をする。
2. 試合においてコーチング・審判等を行う。
3. 所属するクラブ・協会・連盟の主催する行事等に協力する。
4. 円滑なクラブ運営を行う。

第5章 役員

第13条（役員）本クラブは、選手・指導者・保護者で構成し、次の役員を置く。

代表（指導者等）○名 指導者○名 保護者会役員（第8条に既出）

第14条（任期）役員の任期は一年とし、再任は妨げない。役員に欠員の生じた時は、それを補充する。但し、その任期は前任者の残任期間とする。

第6章 会議

第15条（会議）本クラブには、次の会議を置く。

1. 総会
2. 役員会議

第16条（総会）総会は、本クラブの最高議決機関とし、年1回及び必要に応じて臨時に開催する。

1. 総会出席者は指導者と保護者とする。
2. 総会は指導者・保護者（家庭数）総数の2/3以上の出席により成立する。
欠席する場合は、委任状を提出する。委任状の提出は出席とみなす。
3. 総会の議決は出席者の過半数をもって決する。（保護者は各家庭1票）
4. 総会では主に次の議事を取り扱う。
 - （1）当該年度の活動報告ならびに次年度の活動計画案
 - （2）当該年度の会計報告ならびに会計監査報告・次年度の予算案
 - （3）次年度の役員案
 - （4）本規約の策定及び改廃に関する事
 - （5）クラブにそぐわない行為や行為者等に関する事
 - （6）その他、審議必要事項
5. 総会での議事内容について議事録を作成し、請求があった時には提示できるように保管すること。

第17条（役員会議）役員会議は、クラブ運営に関わる日常的な協議機関とし、主に次の事案を取り扱う。

1. 保護者会からあげられた協議事項
2. 指導者からあげられた協議事項
3. その他、クラブの運営に関する協議事項

第7章 会 計

第18条（会計）本クラブの会計は、部員の納める部費、その他の収入によって運営する。
保護者会の会計担当が管理し、年度末に保護者会役員に会計監査を受け、総会で会計報告をし、承認を受ける。

第19条（部費）部費は部員1人当たり1ヶ月〇〇円とする。

第8章 附 則

第20条（細則）本規約に定めのない事項は、その都度、指導者・保護者間で調整する。また、運営上必要な細則は、別に定めることができる。

第21条（施行）

1. 本規約は、〇〇年〇月〇日より施行する。
2. 〇〇年〇月〇日に改定発行